

奈良県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、大和郡山市から大和都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの送付があつたので、同条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局県土利用政策課において縦覧に供する。

令和七年四月八日

奈良県知事 山下 真